

生涯学習施設改修整備計画

平成25年10月

習志野市教育委員会

1. はじめに

習志野市では、平成 21 年 3 月に所有する公共施設の実態を把握するため、「公共施設マネジメント白書」を発行し、今後近い将来訪れる改修、建替えのために膨大な費用が必要となることを公表しました。

さらに、その後示された財政予測において、既存の公共施設をそのまま維持するために必要な経費を見込めないことも明らかにしました。

教育委員会では、生涯学習部内に生涯学習施設改修整備計画策定委員会を設置し、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の統廃合を含めた生涯学習施設改修整備計画（以下「本計画」という。）を取りまとめました。

2. 生涯学習の目指す姿

習志野市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学ぶことができるよう「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」を生涯学習推進のスローガンとして掲げております。そして、このスローガンのもと、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、文化財の保存と活用、芸術・文化活動の推進、スポーツ活動の推進、放課後児童会の充実、青少年健全育成の推進などについて、様々な事業を展開し、成果を上げてきたところです。

しかし、今日では、少子高齢化や情報通信技術の進展、多様化するライフスタイル、更に自治体においては限りある財源の中で持続可能な行政運営を行わなければいけないなど、生涯学習にも時代の変化に対応した取り組みが求められています。具体的には、これまでは行政が主体となり、施設設置や行事等を実施してきましたが、今後は、公共施設にとらわれない事業の創設や住民自らが自立して課題解決できる仕組み作りの推進など、市民・NPO・ボランティア・事業者と行政が連携を図りながら事業を実施する「公民連携」による生涯学習推進が必要と考えております。

この方向性を実現するための生涯学習施設の改修整備方針を「社会教育施設」、「スポーツ施設」、「放課後児童会」に分けて示します。

3. 社会教育施設について

【方針】

- 今後 25 年間（平成 26 年度～平成 50 年度）で建て替えの必要がない施設は、施設も機能も現状維持とする。
- 公民館などの集会施設を統廃合する場合は、鉄道や国道などによる交通分断を考慮し、市内を 4 つのエリアに分けて拠点施設を配置する。
（当該施設を中心として半径約 2 km（徒歩 30 分圏）の円内に市内全域が収まるように配置。別添図参照）

「中央エリア」：大久保公民館・市民会館・図書館圏

「東エリア」：東習志野小学校合築施設（CC・図書館）圏

「西エリア」：谷津CC・図書館圏

「南エリア」：新習志野公民館・図書館圏

施設の集約化にあたっては、これまで公民館等で実施してきた事業をさらに充実させ、魅力ある社会教育施設とする。

また、集約に伴って市民活動に制約が生じないよう、学校本来の機能を損なうことがない範囲で学校施設と集会施設の複合化等を検討する。

- 廃止する施設は、建物の構造的劣化による物理的耐用年数まで使用する。また、施設維持のための大規模改修は行わず、緊急対応の修繕のみとする。
- 「大久保地区の再編計画^{※1}」で集約する施設は、全市的な生涯学習推進の場として生涯学習センターの役割を担うようにする。
- 中央図書館は、千葉県内の公立図書館の平均である人口一人当たり約 3 冊の蔵書確保するため、市立図書館全体での蔵書冊数として 55 万冊程度確保できるよう、35 万冊程度が収容でき、現状不足している閲覧・学習スペース（パソコンなど最新の情報機器も使用可）や DVD、CD 等の映像・音声資料の視聴スペースを確保し、対面朗読室等のバリアフリー対応の機能を備えた施設として、「大久保地区の再編計画」に組み込んでいく。
- 「大久保地区の再編計画」の詳細については、資産管理室と連携し、地域説明会などでの意見を参考に別途作成する。
- 埋蔵文化財や民具等を保存・展示する等の歴史資料館機能を確保する。

以上の方針が生涯学習活動を推進する上での必須条件とする。

※1 大久保地区の再編計画とは、習志野市公共施設再生専門協議会が発表した『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書』において提言されたもので、複数の施設を複合化・多機能化することにより、事務室やロビーなど共用部分の面積を削減し、建設コストを抑える手法を施設の老朽化が進む京成大久保駅周辺でモデルケースとして実施するという計画のこと。平成 25 年度に資産管理室が「大久保地区公共施設再生基本構想検討委託」を実施予定。

表1 現状の社会教育施設をそのまま維持した場合の経費（H50年度（2038年）まで）

（金額単位：百万円）

番号	施設名（設置年）	大規模改修費用	建設費用（建替等）	合計
1	菊田公民館（S46）	—	539（H33）	539
2	大久保公民館・市民会館（S41）	—	749（H28）	749
3	大久保図書館（S55）	25（H27）	323（H42）	348
4	屋敷公民館（S52）	—	123（H27）	123
5	生涯学習地区センター ゆうゆう館（S43）	—	328（H30）	328
6	あづまこども会館（S50）	—	97（H37）	97
7	実花公民館（S54）	66（H26）	275（H41）	341
8	東習志野コミュニティ センター・図書館（S57）	59（H29）	529（H44）	588
9	袖ヶ浦公民館（S56）	49（H28）	436（H43）	485
10	谷津公民館（S57）	41（H29）	369（H44）	410
11	新習志野公民館・図書館（H4）	74（H39）	（H54年に実施）	74
12	藤崎図書館（H5）	36（H40）	（H55年に実施）	36
13	谷津コミュニティセン ター・図書館（H8）	75（H28）	（H58年に実施）	150
		75（H43）		
14	市民プラザ大久保（H23）	—	—	—
15	藤崎青年館（S56）	—	49（H31）	49
16	富士吉田青年の家（S48）	—	362（H35）	362
合計	16施設	500	4,179	4,679

金額の後の括弧内は、工事の実施予定年度を表す。（以下、全ての表で同じ。）

大規模改修、建設費用は、『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書』のP12を参考に試算した。

大規模改修の2段書は、築後20年目（上段）、35年目（下段）に実施する工事を表す。

市民プラザ大久保は、建物を市が所有していないことから金額が入っていない。

表2 社会教育施設を再編した場合の経費（H50年度（2038年）まで）

（金額単位：百万円）

番号	施設名（設置年）	大規模改修費用	建設費用（建替等）	合計
1	菊田公民館（S46）	—	H33 まで存続	—
2	大久保公民館・市民会館（S41）	—	大久保地区の再編 対象施設の集約 1,458 ^{※2}	1,458
3	大久保図書館（S55）	—		
4	屋敷公民館（S52）	—		
5	生涯学習地区センター ゆうゆう館（S43）	—		
6	あづまこども会館（S50）	—		
7	実花公民館（S54）	—	東習志野・実花地区 の施設を統合 723 ^{※3}	723
8	東習志野コミュニティ センター・図書館（S57）	—		
9	袖ヶ浦公民館（S56）	—	H43 まで存続	—
10	谷津公民館（S57）	—	H44 まで存続	—
11	新習志野公民館・図書館（H4）	74（H39）	（H54年に実施）	74
12	藤崎図書館（H5）	36（H40）	図書館を廃止し、他 用途施設へ変更	36
13	谷津コミュニティセン ター・図書館（H8）	75（H28）	（H58年に実施）	150
		75（H43）		
14	市民プラザ大久保（H23）	—	—	—
15	藤崎青年館（S56）	—	H31 まで存続	—
16	富士吉田青年の家（S48）	—	362（H35）	362
合計	16 施設	260	2,543	2,803

※2 大久保地区の再編対象施設 表1の「2」～「6」番の各施設に係る建設費用の9割とした。ただし、この経費は、「2」～「6」番の施設集約経費だけであり、勤労会館の集約分や、生涯学習センター・中央図書館機能を付加し拡大する部分の経費は含まない。

なお、「9割」とは、『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書 参考資料』P31で現状面積と複合後の面積の割合が9割であることを準用している。

※3 東習志野・実花地区 表1の「7」、「8」番の各施設に係る建設費用の9割とした。

4. スポーツ施設について

【方針】

- 今後、新たなスポーツ施設は建設しないが、現袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設については、袖ヶ浦スポーツゾーン構想^{※4}として改修整備していく。
- 既存施設については十分な改修を行い、今後も継続使用する。(現状維持)ただし、市役所前体育館及びグラウンドは、新庁舎建設時に廃止する。
- 無料施設については有料化を検討するとともに、大学・企業等の民間スポーツ施設の借り受けを推進していく。

表3 スポーツ施設のH50年度までに必要な経費

(金額単位：百万円)

番号	施設名 (設置年)	大規模改修費用	建設費用(建替等)	合計
1	市役所前体育館 (S41)	—	新庁舎建設まで存続	—
2	袖ヶ浦体育館 (S47)	—	964 (H34)	964
3	暁風館 (S48)	—	218 (H35)	218
4	東部体育館 (H6)	117 (H26)	— (H56年に実施)	234
		117 (H41)		
5	中央公園野球場 (S54)	—	—	—
6	秋津野球場 (S59)	141 (H31)	1,405 (H46)	1,546
7	秋津サッカー場 (S57)	131 (H29)	1,303 (H44)	1,434
8	袖ヶ浦少年サッカー場 (H8)	—	—	—
9	芝園テニス・フットサル場 (H23)	—	—	—
10	袖ヶ浦テニスコート (S46)	—	—	—
11	実籾テニスコート (S55)	20 (H27)	69 (H42)	89
12	秋津テニスコート (S63)	9 (H35)	79 (H50)	88
13	中央公園パークゴルフ場 (H12)	—	—	—
14	茜浜パークゴルフ場 (H18)	—	—	—
15	実花水泳プール (S56)	—	—	—
16	市役所前グラウンド (S52)	—	—	—
17	秋津多目的広場 (S56)	—	—	—
18	茜浜近隣公園 (H1)	—	—	—
19	富士吉田体育館 (S55)	75 (H27)	325 (H42)	400
合計	19 施設	610	4,363	4,973

表中の費用は、建築物のみが対象となっている。グラウンド、照明、コート等の付属設備の改修費用は含まない。

中央公園内に位置する勤労会館の体育場は、勤労者の施設であり、生涯学習部が所管する体育施設ではないため表中には掲載していないが、大久保地区のスポーツ振興を図る上で重要な施設であるため、「大久保地区の再編計画」の中でその機能が損なわれないようにしていく。

- ※4 袖ヶ浦スポーツゾーン構想とは、袖ヶ浦体育館周辺のスポーツ施設（テニスコート、少年サッカー場、運動公園、プールなど）について、進行する老朽化とともに、配置に無駄なスペースが多いなどの課題を解決し、武道場など市内の公共施設にはない新たな機能を追加し、総合的なスポーツゾーンを造る構想のこと。

5. 放課後児童会について

【方針】

- 小学校に併設または余裕教室を使用している児童会は、今後も継続使用する。
- 学校の敷地内に別棟で建設している放課後児童会専用の施設は、減価償却資産耐用年数ではなく、建物の物理的耐用年数^{※5}を基準に建替える。
- 専用施設は、学校の建て替えに合わせて校舎内に組み込むことができれば、廃止する。

小学校に併設または余裕教室を使用している児童会

秋津児童会、香澄児童会、屋敷児童会、実籾児童会、実花児童会、東習志野児童会、東習志野第二児童会、つだぬま第一児童会、つだぬま第二児童会、谷津児童会、向山児童会、袖ヶ浦西児童会、袖ヶ浦東児童会

表4 専用施設の児童会に係る建替え経費（H50年度まで）と建替え予定年度
（金額単位：百万円）

番号	施設名（設置年）	建設費用（建替等）
1	大久保児童会（H14）	32（H49）
2	大久保第二児童会（H20）	（H55年に実施）
3	大久保東児童会（H13）	23（H48）
4	藤崎児童会（S58） ^{※6}	（H60年に実施）
5	（仮称）藤崎第二児童会（H25）	
6	鷺沼児童会（H15）	39（H50）
7	鷺沼第二児童会（H22）	（H57年に実施）
8	谷津南児童会（H3）	20（H38）
合計	8施設	114

建設費用は、平成50年度までに建替等を実施する施設のみ記入している。

※5 建物の物理的耐用年数とは、建物の減価償却資産耐用年数ではなく、建物の構造的な劣化による物理的耐用年数のこと。放課後児童会施設に多く用いられる軽量鉄骨造の場合、減価償却資産耐用年数が22年なのに対し、物理的耐用年数は35年となる。

※6 藤崎児童会は、平成25年度に建替工事を実施。併せて（仮称）藤崎第二児童会として分割する。

6. おわりに

本計画は、今後策定される習志野市全体の公共施設再生計画の生涯学習施設部分にその内容を反映していただくよう、市長に申し入れるものです。

なお、本計画の計画期間は、公共施設再生計画で予定される期間にあわせ、平成26年度から平成50年度までの25年間となっていますが、習志野市次期基本構想の計画期間が平成26年度から平成37年度までの12年間となっていることや社会情勢の大きな変化も考えられることから、平成38年度以降の計画については、大幅な変更も想定しております。

また、今回の計画では、基本的な方針として新規施設は建設しないこととしていますが、今後、新たな施設整備が必要となった場合は、民間活力の導入や県の施設の誘致なども検討します。